

第3号議案 地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」等について

●本資料目次・・・P. 1

〈南信州地域交通問題協議会〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 2～5

〈信南交通株式会社〉

- ・地域間幹線系統別確保維持計画（令和5～7年度）・・・P. 6～12

〈飯田市地域公共交通改善市民会議〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 13～19

〈松川町地域公共交通対策協議会〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 20～26

〈高森町地域公共交通協議会〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 27～34

〈下伊那南部地域公共交通対策協議会〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 35～42

〈阿智村地域公共交通協議会〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 43～52

〈西部コミュニティバスを守り育てる会（根羽村・平谷村合同地域公共交通会議）〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 53～59

〈喬木村地域公共交通会議〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 60～66

〈豊丘村地域公共交通会議〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 67～72

〈大鹿村地域公共交通会議〉

- ・生活交通確保維持改善計画（令和5～7年度）・・・P. 73～77

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長野県南信州地域（以下、「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下、「14市町村」という。）から構成されており、14市町村を内外で結ぶ複数の路線で構成される地域公共交通が維持されている。総面積の約9割を森林が占め、山がちな地形であるため、広大な地域に約15万人が散在して居住しており、当地域の生活において自家用車が必要不可欠である一方、地域公共交通もまた住民の日常生活や社会参加、地域の経済活動を支える必要不可欠な社会基盤である。

特に、自家用車を運転できない高齢者や高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことは、当地域の持続可能性を担保することに繋がる。

他方で、当地域に於いて路線バスや乗り合いタクシー等の運行は利用者からの運賃収入のみで維持することは困難であるため、市町村が不足分を担っているのが現状であり、特に支線ではその傾向が強く、年々維持が難しくなっている状況にある。

当地域では、南信州公共交通システム※という共通ルールのもと広域的な乗り継ぎや利用促進を行うなど、地域全体の公共交通の調和を図り計画的に維持・確保を進めるとともに、各地域の実情に沿った公共交通の取組が並行して進められている。そのため、各地域の具体的な路線バスや乗り合いタクシー等の運行については、それぞれの市町村地域公共交通会議で検討協議を行い、地域全体の公共交通計画等については南信州地域交通問題協議会にて検討協議を行う等役割を分担している。

本申請においては、南信州地域交通問題協議会が南信州圏域全体の生活交通確保維持改善計画事業として集約した形式をとっているが、具体的な各エリアのフィーダー系統確保維持計画※1については、各エリアの実情に従って定めているため、本申請の記載事項で、各系統にかかる具体的事項については、それぞれ各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照されたい。

※構成路線は以下のとおり。

- ・飯田市と他町村を結び、かつ複数の町村を運行する基幹路線として4路線（電車1路線含む）
- ・複数の市町村を運行し、かつ基幹路線に接続する公共交通、または、他の基幹路線・準基幹路線と接続して当地域全体からの利用が多い施設等へのアクセスを確保する準基幹路線として8路線
- ・主に市町村の地域内を運行し、基幹路線・準基幹路線に接続する路線として55路線
- ・主に観光客を対象として運行する路線として1路線
- ・上記以外の補完或いは特定の目的を持った路線

※1、ここでいう各エリアのフィーダー系統確保維持計画は、「飯田市地域公共交通改善市民会議（飯田市）」「松川町地域公共交通対策協議会（松川町）」「高森町地域公共交通協議会（高森町）」「下伊那南部地域公共交通対策協議会（阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村）」「阿智村地域公共交通協議会（阿智村）」「西部コミュニティバスを守り育てる会（根羽村・平谷村）」「喬木村地域公共交通会議（喬木村）」「豊丘村地域公共交通会議（豊丘村）」「大鹿村公共交通活性化協議会（大鹿村）」によって策定された9つの計画のことを指す。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

南信州地域公共交通計画で掲げる定量的な目標・効果としては、下表のとおり。

指標	基準値 (R1)	R3実績	R4~7
住民一人あたりの1年間の公共交通の利用回数	3.33回/人	2.62回/人	3.33回/人
利用者一人あたりの市町村負担の低減	538円/人	771円/人	538円/人
路線バス・乗合タクシーの収支比率の改善	19.4%	14.6%	19.4%

※南信州地域公共交通計画で定める指標の考え方等については、同計画 P. 20 参照のこと

※各系統にかかる利用者数、収入支出、収支率等の目標値については、別添の各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照のこと

(2) 事業の効果

各系統の事業の効果については、各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照のこと

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照のこと

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

各エリアのフィーダー系統確保維持計画で、表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照のこと

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

各エリアのフィーダー系統確保維持計画を参照のこと

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
各エリアのフィーダー系統確保維持計画で、表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「高森町地域公共交通協議会」「下伊那南部地域公共交通対策協議会」「阿智村地域公共交通協議会」の各フィーダー系統確保維持計画を参照のこと
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
「高森町地域公共交通協議会」「下伊那南部地域公共交通対策協議会」「阿智村地域公共交通協議会」の各フィーダー系統確保維持計画を参照のこと
(2) 事業の効果
「高森町地域公共交通協議会」「下伊那南部地域公共交通対策協議会」「阿智村地域公共交通協議会」の各フィーダー系統確保維持計画を参照のこと
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「高森町地域公共交通協議会」「下伊那南部地域公共交通対策協議会」「阿智村地域公共交通協議会」の各フィーダー系統確保維持計画に表6を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(記載例)

- ・平成20年3月25日
地域の公共交通の在り方を協議して地域公共交通総合連携基本計画をまとめ、各市町村等の実証に資することを目的とし、南信州地域交通問題協議会設立
- ・平成20年4月24日 協議会総会にて、各規程及び活動内容について協議
(中略)
- ・令和3年6月21日 協議会総会にて、地域公共交通確保維持改善計画について合意
(各市町村協議会においても同様)
- ・令和4年6月23日 協議会総会にて、地域公共交通確保維持改善計画について合意
(各市町村協議会においても同様)

19. 利用者等の意見の反映状況

南信州地域交通問題協議会では、各エリア(飯田市、北部、南部、西部)の公共交通利用者である住民代表、環境団体、福祉事業者、学校関係者、商工観光関係者より選出された委員を加え協議を行うことにより、域内全体の利用実態やニーズを把握し計画への反映に努めている。

また、各エリアにおいても同様に地域の関係各者で構成された協議会にて、運行改善等について協議が行われている。それぞれの状況については、各フィーダー系統確保維持計画を参照のこと

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県飯田市追手町2丁目678

(所 属) 南信州地域交通問題協議会

(氏 名) 有吉 拓人(南信州広域連合)

(電 話) 0265-53-7100

(e-mail) shinkou@minami.nagano.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

地域間幹線系統別確保維持計画

令和4年5月30日

(住所) 長野県飯田市大通り2丁目208番地
 (名称) 信南交通株式会社
 (代表者名) 代表取締役社長 中島 一夫 印

1. 幹線系統名、区間及び計画期間

系統名 : 駒場線
 運行区間 : 飯田駅前～中村・阿智高校～曾山入口
 計画期間 : 令和4年10月1日～令和7年9月30日

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性(生活交通路線である理由・路線の状況)

当該路線は、飯田市中心市街地と飯田市西部地区および下伊那郡西部地区(阿智村・平谷村・根羽村)を結び阿智村が運行する阿智村巡回バス及び根羽村が運行する西部コミュニティバスと接続する基幹路線であり、JR飯田駅へのアクセス手段となっている。
 また、飯田市西部地区および下伊那西部地区は鉄道路線が通っていないため、バス路線が唯一の公共交通手段となっている。このため、通勤・通院・買物等日常生活上必要不可欠な路線である。また、起終点には阿智高校、飯田風越高校があることから当該路線が唯一の通学手段となっている。
 今後も更に高齢化が進む事が予測されることから交通弱者の移動手段を確保するために当該路線を存続指せる事が必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

輸送量を指標とし計画輸送量の30.1人以上を目標とする

(2) 運行による効果

当該路線の運行により飯田風越高校生及び阿智高校生の通学手段確保を行なう。また、阿智村巡回バス、西部コミュニティバスとの接続によるネットワーク形成により幹線系統としての役割を維持して行く。

4. 3の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 高校の学校行事に合わせた臨時便・続行便の運行(信南交通)
- コロナウィルス感染防止対策を継続して実施(信南交通)
- 新入学高校生に対し利用促進チラシの配布(南信州地域交通問題協議会)
- 1乗車大人100円、小人50円均一の「公共交通の日」を数回実施(飯田市)

5. 費用負担額					
補助対象期間	欠損見込額※	負担額			
		国	県	市町村	事業者
R4.10~R5.9	8,624,243 円	4,312,000 円	4,312,000 円	243 円	円
R5.10~R6.9	9,258,531 円	4,629,000 円	4,629,000 円	531 円	円
R6.10~R7.9	9,344,259 円	4,672,000 円	4,672,000 円	259 円	円

※欠損見込額とは、補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額

6. 収益改善のために行った取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（車内の換気・消毒）を継続して行い安心して乗車できる環境整備を実施 ● 発券所の営業時間見直しにより担当職員を削減し人件費を圧縮 ● 阿智村内に定期券委託販売所を設置し利便性を向上させた

7. 生産性を向上する取組
(1) 取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 飯田市「持続可能な地域公共交通構築に向けた検討会」にて移動困難者の移動手段の確保、キャッシュレス決済他検討 ● 「標準的なバス情報フォーマット」導入による運行情報のオープン化 ● WEB定期券申込書導入による利便性の向上
(2) 実施主体
飯田市、信南交通
(3) 定量的な効果目標（収支改善率1%以上を原則）
上記取組を実施する事により、収支率対前年1%以上の増加を目標とする
(4) 実施に向けたスケジュール
<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定に向け随時検討会開催 ● フォーマット作成、令和4年7月～ ● WEBサイト作成、令和4年6月～7月

(5) 実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通会議にて承認された案件より随時 ● 令和5年度より ● 令和4年8月本導入
(6) その他特記事項

<p>8. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について</p> <p>【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村以外へアクセスする路線の場合に記入】</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県飯田市大通り2丁目208番地
(所 属) 高速乗合課
(氏 名) 林 浩人
(電 話) 0265-24-0009
(F A X) 0265-24-0017
(e-mail) hhayashi@shinnan.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

令和4年5月31日

(住所) 長野県飯田市大通り2丁目208番地
 (名称) 信南交通株式会社
 (代表者名) 代表取締役社長 中島 一夫 印

1. 幹線系統名、区間及び計画期間

系統名 : 駒場線
 運行区間 : 飯田駅前～市立病院～曾山入口
 計画期間 : 令和4年10月1日～令和7年9月30日

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性(生活交通路線である理由・路線の状況)

当該路線は、飯田市立病院を經由し飯田市中心市街地と飯田市西部地区および下伊那郡西部地区(阿智村・平谷村・根羽村)を結ぶ路線である。
 飯田市西部地区および下伊那郡西部地区には総合病院が存在しないため、地域の基幹医療機関として多くの地域住民が飯田市立病院にて診察を受けており、当該路線は同病院を經由する事から、同院を利用される方には無くてはならない路線となっている。
 また、沿線には郊外商業施設の出店があいついでおり、買い物を目的とする方にも利用されている他、沿線には下伊那農業高校、飯田OIDE長姫高校が存在する事から両校に通学する高校生にとっては唯一の公共交通となっている。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

輸送量を指標とし計画輸送量の15.6人以上を目標とする

(2) 運行による効果

市立病院経由駒場線を運行する事により、移動手段を持たない沿線住民にとって、飯田市立病院にて受診できる安心感に繋がっている。また、阿智村巡回バス、西部コミュニティバスとの接続によるネットワーク形成により幹線系統としての役割を維持して行く。

4. 3の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 高校の学校行事に合わせた臨時便・続行便の運行(信南交通)
- コロナウィルス感染防止対策を継続して実施(信南交通)
- 新入学高校生に対し利用促進チラシの配布(南信州地域交通問題協議会)
- 1乗車大人100円、小人50円均一の「公共交通の日」を数回実施(飯田市)

5. 費用負担額					
補助対象期間	欠損見込額※	負担額			
		国	県	市町村	事業者
R4. 10～R5. 9	円 13,876,622	円 3,877,500	円 3,877,500	円 6,121,622	円
R5. 10～R6. 9	円 13,604,990	円 3,809,500	円 3,809,500	円 5,985,990	円
R6. 10～R7. 9	円 14,048,170	円 3,770,000	円 3,770,000	円 6,508,170	円

※欠損見込額とは、補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額

6. 収益改善のために行った取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（車内の換気・消毒）を継続して行き安心して乗車できる環境整備を実施 ● 発券所の営業時間見直しにより担当職員を削減し人件費を圧縮 ● 阿智村内に定期券委託販売所を設置し利便性を向上させた

7. 生産性を向上する取組
(1) 取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 飯田市「持続可能な地域公共交通構築に向けた検討会」にて移動困難者の移動手手段の確保、キャッシュレス決済他検討 ● 「標準的なバス情報フォーマット」導入による運行情報のオープン化 ● WEB定期券申込書導入による利便性の向上
(2) 実施主体
飯田市、信南交通
(3) 定量的な効果目標（収支改善率1%以上を原則）
上記取組を実施する事により、収支率対前年1%以上の増加を目標とする
(4) 実施に向けたスケジュール
<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定に向け随時検討会開催 ● フォーマット作成、令和4年7月～ ● WEBサイト作成、令和4年6月～7月

(5) 実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通会議にて承認された案件より随時 ● 令和5年度より ● 令和4年8月本導入
(6) その他特記事項

8. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について
【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村以外へアクセスする路線の場合に記入】

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県飯田市大通り2丁目208番地
(所 属) 高速乗合課
(氏 名) 林 浩人
(電 話) 0265-24-0009
(F A X) 0265-24-0017
(e-mail) hhayashi@shinnan.co.jp

(名称) 飯田市地域公共交通改善市民会議
(代表者名) 会長 塩澤 章男

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1. 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積 1,929 km²のうちの約 86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の 14 市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。

（令和3年6月の南信州地域交通問題協議会総会にて承認予定）

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州地域公共交通計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

2. 飯田市の現状

飯田市は、日本のほぼ中央に位置し、長野県の最南端、いわゆる伊那谷の中心都市である。人口は約 10 万人、面積は約 659 km²、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、中央を天竜川が南流し、山すそは扇状地と段丘が広がり、標高差 2,700mを超える日本最大級の谷地形の中にある。

広大な市域に都市部、郊外、過疎地域を含む中山間地域など多様な特性を持った地域であることから、地域公共交通についても全市一律の対応とはせず、それぞれの地域特性に応じたきめ細やかな運行に取り組んでいる。地域公共交通網は、中心市街地（JR 飯田駅）から放射状に展開しており、郊外、過疎地域を含む中山間地域まで広く運行している。

バス路線、乗合タクシーの地域公共交通網の整備にあたっては、市民の社会参加の機会提供、地域振興、通院等福祉対応、地球温暖化対策を目的としつつ、公共交通不便地域や空白地域の解消を目指している。

とりわけ、平成 17 年に市町村合併した上村地域、南信濃地域は過疎地域の指定を受け、中心市街地とは約 40 キロ離れている。合併後も依然として人口流出が続いており、高齢化も著しい状況にある。過疎地域を含む中山間地域の指定を受けている交通不便地域の交通の確保維持は、経済的には非効率であっても、地域の存続に不可欠な要素

となっている。

※過疎地域を含む中山間地域（下久堅、上久堅、千代、龍江、三穂、上村、南信濃）の飯田市に占める割合は、人口で約 11.0 パーセント、面積で約 70%となっている。高齢化率は 44.0%と、全体と比べ、11.4%も高くなっており、ほぼ 2.3 人に 1 人が 65 歳以上と高齢化が著しく進行している。また、林野面積については、飯田市全体の林野のうちの約 65%が中山間地域に存在しており、中山間地域では林野が占める割合が極めて高くなっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○下記システムの 1 運行あたりの乗車人数

※参考

系 統 名	R5-7 目標	R3 実績
広域バス遠山郷線	6.5 人	6.5 人
広域バス平岡線	2.0 人	1.2 人
広域バス阿島線	11.3 人	11.3 人
広域バス阿島線（ほっ湯アップル経由）	7.6 人	7.6 人
市民バス千代線	5.7 人	5.7 人
市民バス久堅線	3.9 人	3.9 人
市民バス三穂線	6.0 人	6.0 人
乗合タクシー竜東線（千代系統）	2.2 人	2.2 人
乗合タクシー竜東線（久堅系統）	2.0 人	1.9 人
乗合タクシー遠山郷高校通学支援線	2.0 人	2.0 人
乗合タクシー三穂線	2.4 人	2.4 人
乗合タクシー平岡線	2.0 人	0.8 人
乗合タクシー上市田線	2.0 人	1.7 人

1 運行あたりの乗車人数を指標とし、前年度実績（10 月～9 月）を下回らないことを目標とする。

※ 令和 3 年度の実績は、広域バス 3 路線は阿島線（2 系統）のみ微増。市民バス 3 路線は千代線のみ目標を上回り、その他の路線では減少となった。乗合タクシー 5 路線は遠山郷高校通学支援線のみ微増し、その他の路線では減少となった。

(2) 事業の効果

過疎地域を含む中山間地域の路線を維持することにより、高齢者、学生等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

通勤通学による利用者が比較的多い朝夕の時間帯については、市民バスの定時定路線運行を行い、高齢者が通院や買い物に利用する昼間の時間帯については、乗合タクシーを運行させることにより効率的な運行体系を実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線別の部会を開催し、利用者のニーズに沿った運行計画を実施する。(飯田市地域公共交通改善市民会議)(南信州地域公共交通計画 P15~17)
- ・バス、乗合タクシーの時刻表を全戸配布(飯田市地域公共交通改善市民会議)
- ・お得な市民バス及び乗合タクシークーポン券を発行し、利用者確保につなげる(信南交通㈱、飯田市地域公共交通改善市民会議)(南信州地域公共交通計画 P16)
- ・さらに、運転免許自主返納者の支援として、免許返納後1回に限り、上記クーポン券を交付(飯田市地域公共交通改善市民会議)
- ・民生児童委員協議会及び高齢者クラブ等への出張PR(飯田市)(南信州地域公共交通計画 P17)
- ・広報紙等によるエコ通勤の推進(南信州地域交通問題協議会)(南信州地域公共交通計画 P17)
- ・公共交通に関するイベントへの参画(青年会議所、南信州地域交通問題協議会、事業者)
- ・バスのダイヤ調整会議を開催し、接続路線におけるシームレスダイヤについて調整(南信州地域交通問題協議会、飯田市、阿南町、阿智村、根羽村、喬木村、豊丘村、事業者)(南信州地域公共交通計画 P17)
- ・バスロケーションシステム、自動運転等の導入の研究・検討(飯田市、南信州地域交通問題協議会、事業者)(南信州地域公共交通計画 P18)
- ・お仕事体験イベントでのラッピングバスの展示及び乗り方教室の実施(南信州地域交通問題協議会)(南信州地域公共交通計画 P17)
- ・平成31年4月より、妊婦に対してマタニティ割引を導入し、新たな利用者確保する取組を開始した。(飯田市地域公共交通改善市民会議)
- ・高齢者や各種団体を対象としたバス・乗合タクシーの乗り方教室出前講座を実施(飯田市)(南信州地域公共交通計画 P17)
- ・公共交通の日の実施(飯田市地域公共交通改善市民会議)
- ・持続可能な地域公共交通の構築に向けた検討会により移動困難者等の移動手段の確保の研究

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

飯田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。ただし、市町村を跨ぐ路線については、運行支援補助金に関する覚書による支出割合で負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について数値指標による検証
- ・乗降調査等による利用者アンケート等
- ・住民ヒアリング(市民会議部会、出前講座等)

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>(平成19年7月27日設立) ※過去3年間分のみ掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月5日 R1年度第2回飯田市地域公共交通改善市民会議 乗合タクシー山本西部山麓線本格運行、広域バス駒場線羽場大瀬木線の開通に伴う運行経路変更、広域バス駒場線ダイヤ変更、停留所の追加、乗合タクシー飯田松本線の通常タクシー運賃改定に伴う運賃改定、地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価 ・令和2年6月16日 南信州地域公共交通問題協議会総会 令和元年度事業報告・決算報告、令和2年度事業計画・予算案、令和3年度生活交通確保維持改善計画の承認、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急アピール ・令和2年6月30日 R2年度第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 生活交通確保維持改善計画の承認、令和元年度事業報告・決算報告、令和2年度事業計画・予算案、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急アピール、公共交通の日、南信州地域公共交通計画の策定、EVバス運行実証 ・令和2年7月27日 書面決議 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の提出 公共交通の日の実施 ・令和3年2月12日 R2年度第2回飯田市地域公共交通改善市民会議 公共交通の日の実施結果、バス停留所安全性確保対策、乗合タクシー停留所追加、地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価 ・令和3年6月21日 南信州地域公共交通問題協議会総会 令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度事業計画・予算案、令和4年度生活交通確保維持改善計画の承認、南信州地域交通問題協議会規約（案） ・令和3年6月29日 R3年度第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 生活交通確保維持改善計画の承認、令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度事業計画・予算案、公共交通の日、EVバス運行実証 ・令和4年2月18日 R3年度第2回飯田市地域公共交通改善市民会議 公共交通の日の実施結果、広域バス平岡線および上村線の運行変更（運行事業者変更）、乗合タクシー停留所追加、地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価 ・令和4年6月23日 南信州地域公共交通問題協議会総会 令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画・予算案、令和5年度生活交通確保維持改善計画の承認（予定） ・令和4年6月30日 R4年度第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 生活交通確保維持改善計画の承認（予定）、令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画・予算案、公共交通の日等
19. 利用者等の意見の反映状況

協議会に、自治会や福祉関係者等から構成される部会を路線ごとに設け、運行改善等について協議している。

- ・バス乗降調査を随時実施
- ・平成24年4月より、要望のあった高齢者回数券の設定、路線の経路変更等を実施。
- ・平成25年4月より、バス運賃を10円単位の距離従量制から、100円単位の地区別エリア制に見直すとともに、定期券の見直しを行った。(実証実験)
- ・平成26年4月より、運転免許証自主返納者に対して回数券を交付する支援制度を開始した。
- ・通年、乗合タクシー停留所の増設
- ・令和2年4月より、乗合タクシー山本西部山麓線の本格運行

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県飯田市大久保町 2534 番地

(所 属) 飯田市リニア推進部リニア推進課公共交通係

(氏 名) 村沢 淳子

(電 話) 0265 (22) 4511 内線 3313

(e-mail) linear@city.iida.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 該当する 要件 (別表7のみ)	
長野県 飯田市	信南交通(株)	(1) 広域バス遠山郷線	かぐらの湯	上町	飯田駅前	往46.6km 復45.8km	364日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
			和田	各寄山	平岡	往11.9km 復11.9km	243日		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークと近接	③	
		飯田病院前	飯田病院前	飯田病院前	往23.5km 復23.5km	282日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③		
	信南交通(株)	(3) 広域バス阿島線	飯田病院前	飯田病院前	飯田病院前	往27.4km 復27.4km	282日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
				飯田病院前	飯田病院前	往24.1km 復23.7km	243日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
		(5) 市民バス千代線	津奈寺	市立病院	飯田駅前	往20.8km 復20.4km	243日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
	南信州広域タクシー(有)	(6) 市民バス久堅線	立石	市立病院	市立病院	飯田駅前	往18.9km 復18.5km	243日		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③
				千代、龍王、飯島	龍王、飯島	飯田駅前	往 km 復 km	286日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③
		(8) 乗合タクシー電東線(千代)	飯田駅前	市立病院	飯田駅前	往 km 復 km	286日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
	南信州広域タクシー(有)	(9) 乗合タクシー電東線(久堅)	飯田駅前	市立病院	市立病院	飯田駅前	往 km 復 km	255日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③
				南信濃、上久堅、松久堅	上久堅、松久堅	飯田駅前	往 km 復 km	255日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③
		(10) 乗合タクシー遠山郷高校通学支援線	飯田駅前	飯田駅前	飯田駅前	往 km 復 km	1088日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	
	朝日交通(株)	(11) 乗合タクシー三穂線	かぐらの湯	三穂山本、伊賀良	三穂山本、伊賀良	平岡	往12.6km 復12.8km	364日		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークと近接	③
飯田駅前				飯田駅前	飯田駅前	往 km 復 km	248日		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	③	

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復どちらかの順にキロ程を記載し、もう片方の順に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を要して補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和4年6月2日

(名称) 松川町地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうち約86%を森林が占めている。また、盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成26年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成28年3月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定した。

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州網形成計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。このため、本計画は南信州の目指すべき目標を達成するための具体的取り組みを示すために策定し、効率的な路線の運行を行っている。

1-2 松川町の現状と公共交通の必要性

松川町は東西に長く、町の中心を南北に流れる天竜川により河岸段丘が形成されている。松川町には大きく分けて天竜川東側の山間部に位置する生田地区、中心部を含む大島地区、その北側に位置する上片桐地区の3地区がある。町の中心部に商店街、JR駅、公共施設が集中するが、それぞれの地区から中心部までの距離が遠く、河岸段丘により形成された起伏の多い地形のため移動の負担が大きく、公共交通の維持が必要である。

以前より路線バスや福祉バスの運行を行ってきたが、運行区域や利用者が高齢者等に限定されていたことから、文教施設、福祉施設、商店街等を循環し、利用しやすい料金で利用者制限の無いコミュニティバスの運行が求められており、平成20年度に地域公共交通活性化再生事業（調査事業）に着手し、大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線・生田循環の各路線を2ヵ年（平成21年度、平成22年度）実証運行の後、平成23年度から大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線については本格運行を開始し、生田循環については路線の大幅改正を行い、実証運行期間を1ヵ年延長して平成24年度から本格運行を開始した。

令和2年1月から、生田循環の運行改善を行い、生田循環の午前1便・2便、デマンドタクシーの1便・2便に変更し実証運行を開始した。7月までの実証運行の反省を基に、令和2年8月から生田循環の午前3便を再運行し、デマンドタクシーの1便を午後の運行へ変更する等の運行見直しを行ったが、利用者数は減少傾向にある。

新型コロナの影響により、デマンドタクシー本格運行の適否が判断できない状況が続

いているため、デマンドタクシー実証運行を令和4年12月31日まで1年間延長し、令和4年4月以降も引き続き検証を行う。

また、令和3年7月に町内在住の高齢者2,000人を対象として、移動実態の把握と公共交通の必要性を検討するためのアンケート調査を実施。この結果を踏まえ作成した「松川町における公共交通の見直し案」をベースに、令和4年度はフルデマンド化に向けた準備を進める。運行事業者等との協議を重ね、令和5年度のフルデマンド運行開始を目指す。

町の西側にある温泉施設（清流苑）の利用と、町の中央にある下伊那日赤病院への通院には高齢者のバス利用が多く、高齢化が進んでいる天竜川以東の生田地区からのアクセス向上が求められている。町の中心市街地には多くの高齢者が居住しているため、きめ細かい運行が求められている。また、地域の活力低下が深刻さを増すなか、多くの交通弱者が町中に出ることで、商店街や文化活動の活性化に繋げていくことや、交通弱者の健康維持・向上に寄与することが必要である。

環境問題への意識の高まり、原油価格の高騰など社会経済情勢の変化を契機として、公共交通利用への関心を町全体で高め、地域の公共交通が抱える課題を住民と共有し、環境に負荷を掛けない生活様式としての公共交通利用や、商店街や文教施設などの地域資源の活用などにつなげるため、地域公共交通確保維持改善に取り組む必要がある

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

目標値 利用者数（系統ごとの乗車人数）

系統名	R3 実績	R4 目標	参考 R3 目標
大島循環	1,612 人	2,700 人	4,000 人
上片桐循環	2,863 人	3,300 人	4,500 人
上片桐・大島通学便	8,893 人	9,000 人	5,000 人
生田循環 峠部奈線（午前便）	1,209 人	1,300 人	2,500 人
生田循環 中山柄山線（午前便）	546 人	900 人	2,000 人
生田線	8,281 人	8,000 人	7,500 人
部奈線	8,258 人	8,000 人	8,500 人
計	31,662 人	33,200 人	34,000 人

- ・通常便（大島循環、上片桐循環、生田循環）利用者数の維持を目標とする。
 - 直近5年間の平均利用者数を参考に算出
- ・生田循環は令和2年1月より午後便が減便となっているため、令和2年度以降は午前便のみ利用者数の目標値を設定する。
 - 直近5年間の平均利用者数を参考に、全期間午後便が減便だったものとして算出
- ・通学便（上片桐・大島通学便、生田線、部奈線）対象小中学生数により目標設定する。
 - 【生田線】【部奈線】 対象小中学生数の約7割の利用を目標とする。
 - 40人（対象生徒数56人の約7割）×200日（往復利用）
 - 【上片桐・大島通学便】 対象小中学生数の約2割の利用を目標とする。
 - 45人（対象生徒数236人の約2割）×200日（往復利用）

(2) 事業の効果

JR 駅（伊那大島駅、上片桐駅）を公共交通の要衝とし、松川町全体を網羅するコミュニティバスを維持することにより、公共交通空白地域の解消と地域にあった交通体系の構築を図ることができる。運賃を高校生以下 100 円とし、また、高齢者や障がい者、遠方から通学する小中学生については無料とし、学生や一般の利用者には割安に設定することで、誰もが利用することのできる交通機関として期待できる。大島循環は平日 5 便、上片桐循環は平日に 4 便運行し、また、生田地区の 2 路線は隔日運行としながらも、運行日は 5 便が運行することで、利便性の向上と利用機会の拡大を図ることができる。

また、バス路線の利便性が向上することで、バス路線と鉄道の連携を高めることができ、公共交通全体の利用促進に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・住民への乗り方教室を開催する。(松川町)
- ・高校へ進学する中学 3 年生の保護者に対し、参観日等で通学での公共交通活用についての説明会を設ける。(松川町)
- ・後期高齢者説明会、介護保険制度等説明会で無料乗車券の活用を周知する。(松川町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ・協議会において、運送予定者を伊那バス(株)、丸茂自動車(有)とする案を承認した。
- ・運送予定者は、地域の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、また、実証運行時から路線を受け持ってきた実績がある。
- ・地場に根付いた企業が公共交通事業を受け持つことで、地域の交通手段が確保・維持のみならず、雇用も含めた地域経済の安定に寄与する。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス全路線について、その運行に係る費用総額 59,048,000 円のうち、松川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、運行事業者から月次で乗降者数報告を受け、数値指標による進捗管理および評価を実施する。
- ・利用客に対し車内で聞き取り調査を実施する。(不定期)

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年 7 月 3 日 (20 年度第 1 回)	協議会設立、事業計画について協議
平成 20 年 12 月 2 日 (20 年度第 2 回)	予算、公共交通連携計画について合意
平成 21 年 1 月 21 日 (20 年度第 3 回)	運賃、運行業者、補正予算について合意
平成 27 年 3 月 3 日 (26 年度第 4 回)	平成 27 年度事業計画と予算の承認
平成 27 年 6 月 1 日 (27 年度第 1 回)	平成 26 年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
平成 28 年 1 月 15 日 (27 年度第 2 回)	生活交通改善計画について承認
	(バリアフリー化設備等整備事業)
平成 28 年 3 月 2 日 (27 年度第 3 回)	平成 28 年度事業計画と予算の承認
平成 28 年 6 月 1 日 (28 年度第 1 回)	平成 27 年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
平成 29 年 1 月 12 日 (28 年度第 2 回)	確保維持改善事業の事業評価について承認
平成 29 年 3 月 8 日 (28 年度第 3 回)	平成 29 年度事業計画と予算の承認
平成 29 年 6 月 1 日 (29 年度第 1 回)	平成 28 年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	運賃(定期券)改定について協議
平成 30 年 5 月 31 日 (30 年度第 1 回)	平成 29 年度事業、決算報告
	平成 29 年度公共交通再編支援事業結果報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	高校生の通学定期券を全路線へ導入決定
平成 31 年 1 月 10 日 (30 年度第 2 回)	平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	平成 31 年度事業計画の承認
令和元年 5 月 28 日 (元年度第 1 回)	平成 30 年度事業、決算報告
	平成 30 年度公共交通再編支援事業結果報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	運行経路変更について(デマンド運行)
令和元年 9 月 24 日 (元年度第 2 回)	デマンド運行について実証実験(R2 年 1 月開始)の承認
	消費税率引き上げに伴う運賃について協議
令和元年 12 月 25 日 (元年度第 3 回)	令和元年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	令和 2 年度事業計画の承認
令和 2 年 3 月 17 日 (元年度第 4 回)	デマンド運行中間報告

令和2年6月2日(2年度第1回)	令和元年度事業、決算報告の承認
	生活交通確保維持改善計画の承認
	デマンド運行について(運行ルールの変更等)承認
令和2年8月27日(2年第2回)	デマンドタクシー実証運行期間の延長について承認
令和3年2月3日(2年第3回)	令和2年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
令和3年2月16日(2年第4回)	デマンドタクシーの今後の運行について承認
	運行改善施策の承認
	令和3年度事業計画の承認
令和3年5月27日(3年第1回)	令和2年度事業及び決算報告の承認
	令和3年度事業計画及び予算の承認
令和4年1月24日(3年第2回)	令和3年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	松川町公共交通の見直しについて協議

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会構成員に住民及び利用者の代表が含まれており、定期的にバス停設置やダイヤ変更等について協議を行っている。

- ・H21年度に住民アンケート、H22年度に集落懇談会を実施し、運行に反映。
- ・H26年4月より、上片桐循環通学便について、大島地区への路線変更を実施。
- ・H27年4月より、上片桐循環通学便について、大島地区への増便を実施。
- ・H29年10月に住民アンケートを実施(約3,400世帯)。また、11月にはバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・H30年9月に地元ケーブルテレビでバスの乗り方について案内などを放送。
- ・R1年11月～12月にバスの乗り方講習会と乗車体験会を実施し、利用者の声を把握。
- ・R1年4月～11月に高齢者対象の各種説明会に於いて、利用者の声を把握。
- ・R2年2月に、中学校卒業予定生徒を持つ保護者へバスの利用促進案内を実施し、保護者の声を把握。
- ・R2年4月にバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・R2年10月にデマンドタクシー利用登録者に対し意向調査を実施。
- ・R3年4月より、回数券の車内販売を開始。(役場窓口での販売のみから改善)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

(所属) 松川町役場 まちづくり政策課

(氏名) 大橋 良平

(電話) 0265-36-7014

(e-mail) seisaku@town.matsukawa.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保		
長野県 松川町	伊那バス 株式会社	(1) 大島循環 (午前2便)	伊那 大島駅	古町公民 館 増野会所	キラヤ 前	往35.1km 循環	244日		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③	
		(2) 大島循環 (午前3便)(午後便)	役場前	古町公民 館 増野会所	キラヤ 前	往35.2km 循環	244日		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③	
		(3) 上片桐循環 (午前1便)	役場前	大深北部 上片桐駅	役場前	往25.3km 循環	244日		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③	
		(4) 上片桐循環 (午前2便)(午後1・2)	役場前	上片桐駅 大深北部	キラヤ 前	往29.1km 循環	244日		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③	
		(5) 大島・ 上片桐通学便	役場前	大深北部 増野会所	伊那 大島駅	往16.0km 循環	244日	1,100.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(6) 生田循環 峠部奈線 (午前1便)	社協前	日赤病院	キラヤ前	往50.3km 循環	146日	146回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(7) 生田循環 峠部奈線 (午前2便)	下峠	日赤病院	清流苑	往25.8km 復 km	146日	146回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(8) 生田循環 峠部奈線 (午前3便)	社協前	日赤病院	新井	往32.9km 循環	146日	146回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(9) 生田循環 中山柄山線 (午前1便)	社協前	日赤病院	キラヤ前	往44.2km 循環	147日	147回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(10) 生田循環 中山柄山線 (午前2便)	石橋	日赤病院	清流苑	往29.9km 復 km	147日	147回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(11) 生田循環 中山柄山線 (午前3便)	社協前	日赤病院	新井	往31.9km 循環	147日	147回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に利便増進特別措置について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうち約86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な交通手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題の一つとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく決定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして、「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。（令和3年6月の南信州地域交通問題協議会総会にて承認）

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州地域公共交通計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

2-2 高森町の現状

高森町は飯田下伊那地域の中心市である飯田市の北部に位置しており、中央アルプスと天竜川に挟まれた段丘地形となっている。そのため町の東西で標高に差があり、起伏の多い地形により特に東西間での移動の負担が大きい。現在利用者のほとんどが高齢者であり、買い物、通院が主な利用目的となっているが、町の東部に商業施設、医療施設、JR駅等が集中しているため各方面からの移動の負担が大きく、公共交通の運行は必要不可欠となっている。高森町では高齢者だけでなく通勤・通学など様々な目的を持った人々の移動手段を確保するため、平成30年4月に高森町地域公共交通協議会を設置。運行時刻や停留所の見直しを行い令和元年10月に福祉バスから公共交通バスとして運行を開始。その後も利用者の要望をうけ運行時刻の変更や停留所の追加など見直しを行ってきた。今後も高齢化による交通不便者の増加が見込まれるなか、多くの人にとって高森町が住みやすい町となるよう、地域公共交通確保維持改善に取り組む必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(1) 事業の目標

下記系統の1運行あたりの平均乗車人数(各系統の数値を合計し、平均を算出して評価)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【循環系統】 「柿丸あったかバス市田上段先回り」 「柿丸あったかバス市田下段先回り①」 「柿丸あったかバス市田下段先回り②」 「柿丸あったかバス山吹上段先回り」 「柿丸あったかバス山吹下段先回り①」 「柿丸あったかバス山吹下段先回り②」 「おはようバス市田」 「おはようバス山吹」	2.4名	2.6名	2.6名
【循環系統以外】 「ただいまバス市田」 「ただいまバス下平」	2.0名	2.0名	2.0名

令和3年度事業期間(令和2年10月～令和3年9月)の高森町公共交通バスの利用者数が4,155名であり、その人数を下回らないよう利用促進策を講じ、5,000名を年間目標とする。なお、評価指標については1運行あたりの平均乗車人数とする。(南信州地域公共交通計画参4,6,7参照)

【指標計算】 $5,000$ (目標利用者数)÷ $1,866$ (事業期間運行回数)=2.6名

※ただし、令和5年度事業期間については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外出機会やバス利用数がすぐには戻らないことを見込んで、通常目標の9割とする。

なお、循環系統以外の2路線はデマンド運行につき、運行回数から割り返した目標の算定ができないため、1運行あたりの平均乗車人数目標は2.0名とする。

(2) 事業の効果

(1)に示した地域内フィーダー系統を運行することにより、買い物、通院、通勤、通学等様々な目的を持った人々の移動手段が確保される。外出が促進され、多くの人々が移動し交わることで関係人口が増え地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・公共交通バスの時刻表を常会文書で配布(高森町)
- ・各地区等での集まりの際に乗り方教室を実施(高森町)
(南信州地域公共交通計画4,6,7参照)
- ・回数券を発行し、利用者確保につなげる(北部タクシー有限公司)
(南信州地域公共交通計画4,6,7参照)
- ・ケーブルテレビにて利用方法を説明(高森町)
- ・観光や地域行事での有効利用を検討し、町ホームページ、SNSに発信(高森町)
- ・GTFSSシステム導入の研究(高森町、北部タクシー有限公司)
- ・JR市田駅にて通勤・通学者利用時にPR活動(高森町、北部タクシー有限公司)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

高森町から運行事業者への経費負担については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>過去に運行使用していたバス2台（1号車、2号車）は老朽化により故障も多く、維持費の負担が大きかった。また23人乗りのマイクロバスのため乗車時の利用者の負担も大きく、狭く勾配の多い町内の道路を走行するには安全性も危惧されてきた。特に「柿丸あったかバス市田上段先回り」、「柿丸あったかバス市田下段先回り①」、「柿丸あったかバス市田下段先回り②」、「おはようバス市田」、「おはようバス山吹」、「ただいまバス下平」を運行する1号車は特に老朽化が激しかった。こうした事情から、小型車両（トヨタ ハイエース14人乗り（運転手含む））1台を購入し、車両の更新を行った。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>

(1) 事業の目標

下記系統の1運行あたりの平均乗車人数(各系統の数値を合計し、平均を算出して評価)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【循環系統】 「柿丸あったかバス市田上段先回り」 「柿丸あったかバス市田下段先回り①」 「柿丸あったかバス市田下段先回り②」 「柿丸あったかバス山吹上段先回り」 「柿丸あったかバス山吹下段先回り①」 「柿丸あったかバス山吹下段先回り②」 「おはようバス市田」 「おはようバス山吹」	2.4名	2.6名	2.6名
【循環系統以外】 「ただいまバス市田」 「ただいまバス下平」	2.0名	2.0名	2.0名

令和3年度事業期間(令和2年10月～令和3年9月)の高森町公共交通バスの利用者数が4,155名であり、その人数を下回らないよう利用促進策を講じ、5,000名を年間目標とする。なお、評価指標については1運行あたりの平均乗車人数とする。(南信州地域公共交通計画参4,6,7参照)

【指標計算】 5,000(目標利用者数)÷1,866(事業期間運行回数)=2.6名

※ただし、令和5年度事業期間については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外出機会やバス利用数がすぐには戻らないことを見込んで、通常目標の9割とする。

なお、循環系統以外の2路線はデマンド運行につき、運行回数から割り返した目標の算定ができないため、1運行あたりの平均乗車人数目標は2.0名とする。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより、旧車両の修理やメンテナンスに要していたコストが減少した。利用者の乗車時の負担が軽減され、買い物、通院、通勤、通学等様々な目的を持った人々の安全な移動手段が確保される。外出が促進され、多くの人々が移動し交わることで関係人口が増え地域活性化につながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

なお、高森町が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>(平成30年4月1日設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月9日(第1回) 高森町地域公共交通協議会の設立について 平成30年7月20日(第2回) 北部タクシー(株)によるバス運行勉強会及び意見交換会 平成30年11月5日(第3回) アンケート・まちづくり懇談会実施報告及び意見交換会 平成30年12月20日(第4回) 今後の公共交通案について 令和元年8月30日(第5回) これまでの取組みと10月1日からの実証実験運行について 令和元年12月27日(第6回) ルート見直しと本格運行へ向けた取り組みについて 令和2年1月27日(第7回) 運行報告と4月1日からの実証実験運行(有償)について 令和2年6月24日(第8回) 令和3年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認 令和3年2月15日(第9回) 実証実験の評価と令和3年4月1日からの新規停留所の設置及び運行内容変更について協議・承認 令和3年6月24日(第10回) 令和4年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認 令和3年11月2日(第11回) 令和4年4月1日からの通勤・通学バスの運行改善について協議 令和4年1月28日(第12回) 令和4年4月1日からの路線の廃止・新設及び運行内容変更について協議・承認
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月に町民全体へ公共交通に関するアンケートを実施 平成30年9月～10月 まちづくり懇親会にて公共交通説明及び意見交換 平成31年2月～7月 町内各地域の集会等で公共交通説明及び意見交換 令和元年10月から公共交通バス利用者へ向けアンケートを実施 <p>さらに、協議会においては地域の代表者(区長代表、議員代表、社会福祉協議会代表、老人クラブ連合会代表等)を構成員とし、協議会の場を通じて町民意見の反映に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月 町内高校生対象にDMIによるアンケートを実施 令和3年12月18日 町内高校生とバスについて懇談会を実施 令和4年4月1日 夕方バスのデマンド運行化とアプリでの予約を導入

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 下伊那郡高森町下市田 2183-1

(所 属) 総務課防災安全係

(氏 名) 平沢 元啓

(電 話) 0265-35-3111

(e-mail) motohiro.h@town.nagano-takamori.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るように

して下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内ファイダーシステム系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
長野県 高森町	北部タクシー(有)	(1) 柿丸あつたかバス 市田上段先回り	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 52.1km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(2) 柿丸あつたかバス 市田下段先回り①	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 60.2km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(3) 柿丸あつたかバス 市田下段先回り②	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 61km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(4) 柿丸あつたかバス 山吹上段先回り	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 59.9km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(5) 柿丸あつたかバス 山吹下段先回り①	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 61km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(6) 柿丸あつたかバス 山吹下段先回り②	下伊那厚生病院	高森ジョッピング センターパーバス	下伊那 厚生病院	(循環) 59.4km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(7) おはようバス市田	こぐるみ	吉田区民会館	市田駅前	往10.3km 復 km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(8) おはようバス山吹	旬彩館	下平駅	市田駅前	往11.6km 復 km	249回		路線定期運行	②(2)	①
		(9) ただいまバス市田		下伊那郡高森町 牛牧、上市田、大島山、 吉田、下市田、出原、山 吹		往 km 復 km	744回		区域運行	②(2)	①
		(10) ただいまバス下平		下伊那郡高森町 牛牧、上市田、大島山、 吉田、下市田、出原、山 吹		往 km 復 km	744回		区域運行	②(2)	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類	乗車定員	購入年月	利増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
長野県 高森町	北部タクシー 有限公司	1	(1) 柿丸あつたかバス 市田上段先回り	イ 口 ハ 小型車両	14	令和2年10月			一括
			(2) 柿丸あつたか市 田下段先回り①						
			(3) 柿丸あつたか市 田下段先回り②						
			(7) おはようバス市 田						
			(8) おはようバス山 吹						
			(10) ただいまバス下 平						

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成2年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

(名称) 下伊那南部地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(●) 下伊那南部地域の概況と地域公共交通確保の必要性

下伊那南部地域（以下「南部地域」という。）は、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村の5町村で構成され、南アルプスや中央アルプスに連なる1,000～1,500m級の山々に囲まれた山深い地域である。住民は天竜川に沿って形成された河岸段丘に点在して住んでいる。南部地域は長野県内でも過疎化と高齢化の進んだ地域であり、交通不便者は今後も増加していくと予測されることから、公共交通を維持することが必要である。

南部地域では、信南交通株式会社（以下「信南交通（株）」という。）が担ってきた2路線の廃止をきっかけに、道路管理者、公安委員会をはじめとする関係する行政機関、公共交通事業者、公共交通利用者などで構成する下伊那南部地域公共交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設立し、阿南線、温田線の実証運行を開始した。平成21～23年度の実証運行、平成24年度からの本格運行において利用者は順調に増加を続けていたが、平成27年度には運行以来はじめて前年度を下回る結果となり、以降減少が続いている。これは、バス運行から10年以上が経過する中で、南部地域内の人口減少、これまで利用していた層の高齢化が進み、バスを利用できなくなってしまったことや少子化による学生数の減少などが要因と考えられる。

一方、天龍村においては、昭和50年12月に信南交通（株）が運行していた天龍村平岡と大河内を結ぶ神原線が廃止され、以降は天龍村営バスが運行を行っている。同路線は、大河内地区とJR飯田線平岡駅を結び、村診療所、県立阿南病院や飯田市内の病院への通院、また、学生の通学等に利用されており、地域住民にとって欠かすことのできない公共交通機関となっている。

以上のように、南部地域においては、地域公共交通確保維持の必要性があるものの、少子・高齢化、過疎化が進展しており、地形的にも公共交通の運行が極めて非効率にならざるを得ない状況から、地域独力で地域公共交通を維持し続けることが困難である。このため、地域公共交通確保維持事業により、阿南線、温田線、及び神原線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

① 利用者の数

人口減少が進む中、系統ごとの利用者数を令和3年度(令和2年10月～令和3年9月)と同程度とすることを目標とする。

1月あたりの利用者数 単位：人/月

系統名	R3年度 実績	R5年度 目標
阿南線：伝承センター前⇄川路駅	373	373
阿南線：温田駅前⇄川路駅	1,117	1,117
阿南線：温田駅前⇄飯田病院前	554	554
温田線：こまどりの湯⇄温田駅前	599	599
温田線：車庫前⇒温田駅前	43	43
神原線：大河内⇄平岡郵便局	114	114

② 収支

人口減少が進む中、系統ごとの利用者数を令和3年度(令和2年10月～令和3年9月)と同程度とすることを目標とする。

1年あたりの収支 単位：千円/年

系統名	R3年度 実績	R5年度 目標
阿南線：伝承センター前⇄川路駅	-3,311	-3,311
阿南線：温田駅前⇄川路駅	-5,606	-5,606
阿南線：温田駅前⇄飯田病院前	-12,408	-12,408
温田線：こまどりの湯⇄温田駅前	-14,555	-14,555
温田線：車庫前⇒温田駅前	-475	-475
神原線：大河内⇄平岡郵便局	-2,454	-2,454

③ 費用に係る国又は地方公共団体の支出の額

人口減少が進む中、系統ごとの利用者数を令和3年度(令和2年10月～令和3年9月)と同程度とすることを目標とする。

1年あたりの費用 単位：千円/年

系統名	R3年度 実績	R5年度 目標
阿南線：伝承センター前⇄川路駅	1,655	1,655
阿南線：温田駅前⇄川路駅	2,803	2,803
阿南線：温田駅前⇄飯田病院前	6,203	6,203
温田線：こまどりの湯⇄温田駅前	7,277	7,277
温田線：車庫前⇒温田駅前	237	237
神原線：大河内⇄平岡郵便局	2,521	2,521

(○)地域公共交通計画 P●参照

※最低限「利用者の数」・「収支」・「費用に係る国又は地方公共団体の支出の額」の3点それぞれの目標値を必ず設定してください。

(2) 事業の効果

阿南線、温田線を維持することにより、交通不便者である、高校生の通学や高齢者の通院・買物のための移動手段が確保される。また、JR飯田線との接続をとることで、鉄道とバスが共存共栄する効率的な交通体系が実現できる。

神原線を維持することにより、高齢者の日常生活における移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 「阿南線・温田線」

① 持続可能な運行の確立

(南信州地域公共交通計画 P.14~15、実施主体：下伊那南部地域公共交通対策協議会)

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（平成30（2018）年推計）を参照すると、阿南町、売木村、下條村の主な利用者層である高齢者と15~19歳の人口は減少する。平成27年から令和2年までで高齢者は年平均28人、15~19歳人口は年平均11人減少すると推計されている。人口が少ない南部地域においては、人口の減少が利用者の減少に直結しやすい特徴を持つことから、このままでは利用者は減少し続けると考えられる。このような中、令和3年度と同程度の利用者数を維持するためには実質的には利用者を増やす必要がある。

そこで、運転免許を自主返納された方の運賃を無料とし、主に高齢者の利用促進を図る。加えて、地域に対する利用の呼びかけ、高齢者については自家用車から公共交通の転換を促し、高校生等（15~19歳人口）については家族送迎からバス利用への転換を促し、利用者数を維持する。

② 利便性の向上

(南信州地域公共交通計画 P.14~15、実施主体：下伊那南部地域公共交通対策協議会)

運行改善及び上述した「運転免許自主返納者支援制度」を行う。

また、運行改善の内容を反映した路線図・時刻表や説明資料等を作成し、住民に配布、周知している。今年度も引き続き、運行改善を行い、その内容の周知をはかり、利用者増加につなげる。

(2) 「神原線」

① 持続可能な運行の確立

(南信州地域公共交通計画 P.14~15、実施主体：天龍村)

天龍村においては平成27年から令和2年までで高齢者は98人、15~19歳人口は9人減少すると推計されている。このような中、令和3年度と同程度の利用者数を維持するためには実質的には利用者を増やす必要がある。

そこで、人口が大きく減少する高齢者について自家用車から公共交通の転換を促し、学生には引き続き利用してもらえるように働きかけ、利用者数を維持する。

また、乗務員から利用者の要望を聞き取り、運行の改善を検討する。

② 利便性の向上

令和3年5月より通常便の運行を再開した。国道418号の復旧工事の状況を踏まえつつとなるが、できる限り多くの地区の村民が利用できるように通常便を運行する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る阿南線について、その運行に係る費用総額 27,131,515 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額は阿南町が負担することとしている。</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る温田線について、その運行に係る費用総額 16,313,660 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額は阿南町が負担することとしている。</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る神原線について、その運行に係る費用総額 2,521,000 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額は天龍村が負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>・利用者数や収支について、実績値を記録し、目標の達成状況を評価する</p>
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表 5 を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

阿南線を運行するバス車両については、走行距離が52万キロを超過しており、山間地の急峻な地形を走る路線であるため車両の消耗が激しかったことから、安全な輸送を確保するために以下の車両を導入している。

購入年月日、台数

平成31年1月31日…1台（阿南線）

令和2年2月25日…1台（阿南線）

令和3年3月15日…1台（阿南線）

神原線を運行するバス車両については、走行距離が32万キロを超過しており、山間地の急峻な地形を長距離運行する路線であるため車両の消耗が激しかったことから、安全な輸送を確保するために以下の車両を導入している。

購入年月日、台数

令和2年12月24日…1台（神原線）

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

旅客運送時における車両トラブルをゼロにする。

(2) 事業の効果

常に阿南線・温田線、神原線を安定して運行させることにより、住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保・維持される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(記載例)

表6を添付。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する阿南線の車両の取得については、阿南町が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。神原線の車両の取得については、天龍村が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>令和4年6月23日（南信州地域交通問題協議会総会） ・生活交通確保維持改善計画（令和5年度）の承認</p> <p>令和4年6月28日（下伊那南部地域公共交通対策協議会総会） ・生活交通確保維持改善計画 地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係（令和5年度）の承認</p>
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>地域の代表者（PTA、商工会、住民代表、議員会等）に、法定協議会構成員になっていただき、協議会の場を通じて住民意見の反映に努めた。また、法定協議会の下に幹事会を設置し、南部地域5町村の交通担当者がそれぞれの住民意向を把握しながら検討を行った。</p> <p>さらに、平成20年8月には南信州広域地域全体を対象にしたアンケート調査、実証運行期間（平成21年度～23年度）には利用者の意見を聞くためにバス乗車調査、平成22年には地域内の主要な移動先である「阿南病院」における聞き取り調査も実施した。</p> <p>平成29年度には、住民から寄せられた声、阿南高校の生徒による提言や利用状況の整理、バス乗車調査から把握した利用者のニーズ・満足度をもとに、運行改善を行っている。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡阿南町東條 58 番地 1

(所 属) 下伊那南部地域公共交通対策協議会事務局

(氏 名) 村山俊行

(電 話) (0260) 22-4054

(e-mail) nansou@town.anan.nagano.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
阿南町・売木村・下 條村・飯田市		(1) 伝承センター前⇨川路 駅	伝承セ ンター 前	車庫前	川路駅	往 32.4km 復 37.0km	244回		路線定期運行	②(1)	JR川路駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村・下 條村・飯田市		(2) 温田駅⇨川路駅	温田駅 前	車庫前	川路駅	往 21.3km 復 21.3km	244日		路線定期運行	②(1)	JR川路駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村・下 條村・飯田市	阿南町	(3) 温田駅⇨飯田病院前	温田駅 前	車庫前	飯田病 院前	往 37.4km 復 37.4km	244日		路線定期運行	①	駒場線(補助対象地 域間幹線系統)と接 続する	③
阿南町・売木村・泰 阜村		(4) こまどりの湯⇨温田駅 前	こまど りの湯	車庫前	温田駅 前	往 22.3km 復 22.3km	244日		路線定期運行	②(1)	JR温田駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村	天龍村	(5) 車庫前⇨温田駅前	車庫前	車庫前	温田駅 前	往 4.1km 復 km	244日		路線定期運行	②(1)	JR温田駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
天龍村		(6) 神原線	大河内	温泉前	平岡郵 便局	往 21.2km 復 21.2km	384日		路線定期運行	②(1)	JR平岡駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ					
阿南町・天龍村	阿南町	1	(5) 温田線	小型車両	電動ステップ	29	令和3年3月15日			一括
	阿南町	2	(2) 阿南線	小型車両	電動ステップ	29	令和2年3月25日			一括
	阿南町	3	(3) 阿南線	小型車両	電動補助ステップ	29	平成31年1月31日			一括
	阿南町	4	(1) 阿南線	小型車両	電動補助ステップ	29	平成30年6月30日			一括
	天龍村	5	(6) 神原線	小型車両	電動ステップ	14	令和2年12月24日			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、フンスステップ又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうちの約86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。（令和3年6月の南信州地域交通問題協議会総会にて承認予定）

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州地域公共交通計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

1-2 阿智村の現状

阿智村は長野県の南端、下伊那郡の西部に位置し、国道153号線と国道256号線が村内を縦貫している。平成18年1月1日に浪合村、平成21年3月31日に清内路村を編入合併し、その面積は214.47km²、その広大な面積のなかに60の集落が点在している。それぞれの地区から中心部までの距離は長く、起伏の多い地形により移動の負担は大きく、公共交通機関の維持が必要である。

阿智村では飯田市へ通じる唯一の幹線交通であるバス路線、信南交通駒場線に接続させることを軸に、令和元年度に運行見直しを行い、令和2年9月から巡回バス5路線と乗合タクシー1路線を運行する。これらの公共交通は、村民の社会参加の機会提供、地域振興、通院等福祉対応、地球温暖化防止対策を目的としつつ、公共交通不便地域、空白地域の解消を目指している。中山間地域の交通の確保維持は、経済的には非効率であるが、地域の存続に不可欠な要素となっている。

利用者の多くが高齢者のため、きめ細かな運行が求められており、運行路線や時刻について路線別や地域別のニーズの把握が必要となっている。それらを踏まえたうえで、できるだけ効率的で効果的な運行としていく必要がある、南信州地域交通問題協議会及び隣接市町村の路線との調整に留意している。

当計画は、地域の公共交通が抱える課題を住民と共有し、環境に負荷をかけない生活に向けた公共交通利用や、地域の維持につながるものと阿智村地域公共交通協議会で認められたものであり、地域公共交通確保維持事業により、幹線交通である信南交通駒場線への接続及び村内の巡回バス5路線及び乗合タクシー1路線を確保・維持することで、住民の交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○巡回バス

系統別の1便平均乗車人数(4月～3月)

	系統	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
伍和線	第1便	3.9人	3.9人	3.9人	3.9人
	第2便	2.8人	2.8人	2.8人	2.8人
	第3便	5.3人	5.3人	5.3人	5.3人
	第4便	4.1人	4.1人	4.1人	4.1人
	第5便	1.0人	2.0人	2.0人	2.0人
春日・智里西線	第1便(月火木土)	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
	第1便(水金)	3.5人	3.5人	3.5人	3.5人
	第2便(月火木土)	1.4人	2.0人	2.0人	2.0人
	第2便(水金)	2.3人	2.3人	2.3人	2.3人
	第3便(月火木土)	0.7人	2.0人	2.0人	2.0人
	第3便(水金)	0.6人	2.0人	2.0人	2.0人
清内路線	第1便、第5便	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人
	第2便、第3便	4.7人	4.7人	4.7人	4.7人
	第4便	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人
浪合線	第1便～第3便	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人
智里東線	第1便	2.9人	2.9人	2.9人	2.9人
	第2便	3.3人	3.3人	3.3人	3.3人
	第3便	1.4人	2.0人	2.0人	2.0人

- ・R3実績を指標とし、下回らないことを目標とする。また、2.0人に満たなかった系統については、2.0人を目標とする。
- ・回数乗車券の収入をR元年～R3年の平均収入約1,400,000円(R3年実績より1割増)を目標とする。

(2) 事業の効果

巡回バス5路線及び乗合タクシー1路線を維持することにより、村内60集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線交通である信南交通駒場線と巡回バス及び乗合タクシーのネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹路線との接続等、公共交通ネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成・村内全戸配布（阿智村） ・ケーブルテレビにて利用方法を説明（阿智村） 南信州地域公共交通計画 P14～16
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
「表1」 運行予定期間：令和4年10月1日～令和7年9月30日 運行事業者：阿智村 添付資料：時刻表(地域間幹線系統駒場線との接続関係を表示)
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
阿智村が運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数等について、数値指標による評価を実施 ・住民ヒアリング（協議会等を通して意見を求める）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・伍和・智里東線は、距離の離れた伍和地区と智里東地区を細かく周る路線となっているため、一便あたりの運行時間が最長約1時間55分と長くなっている。また、役場から沿線各地区までの平均乗車時間が、実際の距離に比べて、他の路線より長くなっている。

	平均乗車時間	役場からの実際の距離平均
伍和・智里東線	23.3分	4.3km
春日・智里西線	20.0分	6.0km
清内路線	23.5分	10.5km
浪合線	35.7分	13.2km

利便性の高い効率的な運行とするために、現在の路線を伍和線と智里東線に分割する必要がある、そのために新たな車両を導入し、運行している。

- ・清内路線を運行する車両は、購入から10年経過しており、1日約160km、年間実車走行キロが約47,000kmである。走行距離が480,000kmを超えていることから、運行の安全性、快適性を保つために新たな車両を1台購入する必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

伍和線・智里東線、清内路線の系統別の1運行あたりの平均乗車人数

路線	系統	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標
伍和線	第1便	3.9人	3.9人	3.9人	3.9人
	第2便	2.8人	2.8人	2.8人	2.8人
	第3便	5.3人	5.3人	5.3人	5.3人
	第4便	4.1人	4.1人	4.1人	4.1人
	第5便	1.0人	2.0人	2.0人	2.0人
智里東線	第1便	2.9人	2.9人	2.9人	2.9人
	第2便	3.3人	3.3人	3.3人	3.3人
	第3便	1.4人	2.0人	2.0人	2.0人
清内路線	第1便、第5便	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人
	第2便、第3便	4.7人	4.7人	4.7人	4.7人
	第4便	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人

(2) 事業の効果

伍和・智里東線をR2年9月1日から伍和線と智里東線に分割し、H29年、R2年に購入した車両を活用すること、加えて、R4年に新しく購入した車両を清内路線に導入することにより、伍和・智里東・清内路地域の高齢者、自宅から高校へ通学する学生の長時間乗車における負担を軽減するとともに、定住促進、地域活性化に貢献できる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する

費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 なお、国庫補助金を差し引いた差額分については、阿智村が負担する。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
開催状況	主な議論
H20年3月27日	協議会設立、事業内容について協議
R元年6月25日	R2年度生活交通確保維持改善計画について協議合意 公共交通愛称募集について
R2年1月24日	公共交通運行見直し事業について
R2年7月1日	R2年9月1日からの運行変更について R3年度生活交通確保維持改善計画について協議合意 自家用有償旅客運送者登録の更新について
R3年1月28日	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について書面決議
R3年3月5日	R3年4月1日からの運行変更について R3年度生活交通確保維持改善計画について書面決議
R3年6月24日	R4年度生活交通確保維持改善計画について協議合意
R4年1月7日	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について書面決議
R4年3月4日	R4年4月1日からの運行変更について R4年度生活交通確保維持改善計画について書面決議
R4年6月28日	R5年度生活交通確保維持改善系活について協議合意
19. 利用者等の意見の反映状況	

- ・平成 20 年度地域公共交通総合連携計画策定時に住民・阿智高生意向調査を実施。
- ・平成 28 年度、住民からの公募によるラッピングバスを車両更新に併せて実施
- ・平成 29 年 4 月より、運転免許証自主返納者に対し、回数券を交付する支援制度を開始
- ・平成 31 年 4 月より、運転免許証自主返納者に対し、回数券を交付する支援制度を拡充
- ・令和元年度に公共交通運行見直し事業を実施し、アンケート調査や乗込調査等の結果を基に路線を再編。令和 2 年 9 月新路線運行開始。
- ・令和 3 年 4 月 1 日から利用者意見を反映した経路に変更。
- ・自治会代表、PTA、商工観光関係者、福祉関係者等に協議会の構成員になっていただき、協議会の場を通して意見を求め、可能な限り利用者の意見が反映できるよう努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡阿智村駒場 483

(所 属) 阿智村役場 総務課

(氏 名) 小林 温子

(電 話) 0265-43-2220

(e-mail) syomu@vill.achi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

市区町村	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域幹線系統 と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
阿智村	阿智村	(1) 春日・智里西 第1便(月火木土)	青木屋	阿智村役場	寿楽苑	往 54.2km 環 循	194日	194回		路線定期	①	③
		(2) 春日・智里西 第1便(水金)	青木屋	横川	寿楽苑	往 58.4km 環 循	99日	99回		路線定期	①	③
		(3) 春日・智里西 第2便(月火木土)	寿楽苑	戸沢	こまんば	往 44.7km 環 循	194日	194回		路線定期	①	③
		(4) 春日・智里西 第2便(水金)	寿楽苑	横川	こまんば	往 49.9km 環 循	99日	99回		路線定期	①	③
		(5) 春日・智里西 第3便(月火木土)	寿楽苑	七久里集会所	戸沢	往 31.3km 環 循	194日	194回		路線定期	①	③
		(6) 春日・智里西 第3便(水金)	寿楽苑	七久里集会所	横川	往 35.5km 環 循	99日	99回		路線定期	①	③
		(7) 清内路線 第1便、第5便	長田屋	品神温泉東 (田代イデセンター 前)	阿智村役場	往 15.3km 復 15.3km	293日	586回		路線定期	①	③
		(8) 清内路線 第2便、第3便	健康の森	品神温泉東 (田代イデセンター 前)	阿智村役場	往 17.0km 復 17.0km	293日	586回		路線定期	①	③
		(9) 清内路線 第4便	アラヤ	品神温泉東 (田代イデセンター 前)	阿智村役場	往 15.6km 復 15.6km	293日	293回		路線定期	①	③
		(10) 伍和線 第1便	栗夫お宮 前	伍和診療 所	こまんば	往 4.8km 復 km	293日	147回		路線定期	①	③
		(11) 伍和線 第2便	阿智村役 場	栗夫お宮 前	阿智村役 場	往 22.1km 環 循	293日	293回		路線定期	①	③

阿智村

阿智村

(12)	伍和線 第3便	こまんぼ	栗矢お宮 前	阿智村役 場	往 32.8km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(13)	伍和線 第4便	こまんぼ	栗矢お宮 前	寿菜苑	往 26.1km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(14)	伍和線 第5便	阿智高校	栗矢お宮 前	阿智村役 場	往 11.0km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(15)	浪合線 第1便～第3便	治部坂高 原	こまんぼ	治部坂高 原	往 59.9km 循 環	293日	879回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(16)	智里東線 第1便	阿智村役 場	こまんぼ	阿智村役 場	往 29.5km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(17)	智里東線 第2便	農協阿智 (ラック)	大野集会所	阿智村役 場	往 24.7km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③
(18)	智里東線 第3便	農協阿智 (ラック)	大野集会所	阿智村役 場	往 20.4km 循 環	293日	293回	路線定期	①	補助対象地域幹線系統 駒場線バス停「こまんぼ」と 接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特別措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ					
阿智村	阿智村	1	伍和線 <small>(19-14)</small>	小型車両	ハ	29人	平成29年2月			一括
	阿智村	2	智里東線 <small>(19-10)</small>	小型車両		14人	令和2年2月			一括
	阿智村	3	清内路線 <small>(7-9)</small>	小型車両		14人	令和4年11月予定			一括
			4	()						
			5	()						

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

(名称) 西部コミュニティバスを守り育てる会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 長野県南信州地域の公共交通の現状

根羽村・平谷村が属する長野県南信州地域（中心市である飯田市および下伊那郡からなる。以下「当地域」という。）は、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうちの約86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、地域全体として取り組む重要課題のひとつとなっている。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の全14市町村が参画する「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会として平成20年3月に設立した。

その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。（令和3年6月の南信州地域交通問題協議会総会にて承認）

本計画は、この南信州地域公共交通計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

(2) 根羽村・平谷村の現状

当地域の公共交通については、平成16年度まで飯田市を本社とする信南交通(株)が、飯田～根羽間の国道153号線に「根羽線」を運行し、長い間地域住民の日常生活を支える交通手段として利用されてきたが、赤字補填のため自治体から多額の補助を行っていた。一方で、住民からは通学・通院が可能な運行時間設定や増便、運賃の引き下げの要望も強くあった。

そのため、「低料金で便数の多いバス路線の整備」「自治体の負担軽減」を実現すべく、信南交通(株)に理解を頂き「根羽線」を休止することで協議が整い、代替として「西部コミュニティバス」を平成17年度より阿智～根羽間に運行することとなった。

この路線は阿智村や飯田市への通学・通院・買い物のため地域間幹線路線である飯田～阿智間の「駒場線」への接続を考慮した運行時間や定額運賃の設定により、学生や高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。

平成24年10月には、阿智中学校生徒の帰宅にも利用できるように一部路線変更を行った。また「駒場線」との接続が重要となる中で、運行時刻の見直しを適宜行ってきた。平成27年4月の駒場線の時刻改正により、それに合わせて最終便の運行時刻が遅れることが想定されたが、中学生の帰宅が遅れることを防ぐため、地元住民の了承を得た上で、時間短縮を目的に往路については国道バイパスを通過するよう変更を行った。

また、利用者の意見を聞く中で平成29年10月に観光施設利用を目的にした「ネバーランド」と、役場への往来を目的にした「阿智村役場入口」の2箇所のバス停を新設し、利便性向上を図った。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及、高校生の利用に大きく影響されることも

あり、西部コミュニティバスの利用者は総じて減少傾向にある。また、運行便数や乗り継ぎが不十分なこともあり、住民に不便を強いている状況もある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化も利用者数の減少に拍車をかけることになっており、今後の動向にも注視が必要であるが、適切な感染症対策を実施した上で、当地区において唯一の公共交通機関である西部コミュニティバスを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが、地域の存続にとって絶対に必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

目標値として「年間利用者数」を用いる。

「西部コミュニティバス」は平日5便（高校の長期休業中は平日3便）・休日3便の運行で、補助対象系統である道路運送法（以下「法」という）第78条による運行（根羽村運行・平日第2～5便、休日1～3便のそれぞれ往復）と補助対象外系統（法第4条（有）根羽観光バス運行）による平日第1便からなる。

ここではこれらを一体として目標を設定する。

令和4年度事業の目標年間利用者数（令和3年4月～令和4年3月）は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、一斉休校等を想定せず、高校生の定期的な利用も見込み年間9,330人としたが、冬場を中心に帰路での利用が目標を下回ったため、年間では目標数対比86.7%の8,087人となった。

今年の4・5月の利用状況を見ると、新型コロナウイルスによる学校への影響も緩和され、定期的な高校生の利用者が一日あたり10人から14人であることから、年間利用者数（令和4年4月～令和5年3月）目標を「9,078人」以上と設定する。詳細な考え方は以下の通とする。

○高校生：12人×2回×220日×85%=4,488人程度

※ 主に第1便を利用して、地域間幹線の駒場線へ乗り継ぐことによる飯田市内の学校への通学と、第2便を利用して阿智高校への通学、その帰路として利用する第4便と一部最終便利用を合わせた往復を見込んで設定する。

往復利用や授業日数を加味して得られた総利用者数を、親の送迎等も見込み15%減した値を目標とする。

○中学生：5人×220日×90%=990人程度

※ 高校生の最終便での帰路利用者、阿智中学生については、主に平日第5便で放課後のクラブ活動（社会体育）参加生徒の帰路のみを見込んで設定する。阿智中学校での社会体育未実施日等もあるため、全体を10%減とする。

○その他一般：10人×360日=3,600人程度

※ 一般利用者については、実績からも新型コロナウイルス感染拡大前と大きな差は無いと判断し、地域間幹線の駒場線へ乗り継ぐことによる飯田市内への通院、買い物等での利用と、第3便の往復を利用した阿智村での買い物等での利用、圏外者の不定期利用を見込み、1日の全便合計の利用者として設定する。

(2) 事業の効果
西部コミュニティバスを維持することにより、高校・中学校や医療機関、商業店舗がある阿智村への移動手段が確保されるとともに、地域間幹線路線である「駒場線」と結節して、学生・高齢者等の日常生活に必要な不可欠となる飯田市への移動手段も確保される。さらには、公共交通利便性の向上を図ることにより、外出機会の促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい時刻表の作成 ・西部コミュニティバスと基幹路線、既存公共交通の効率的な接続 ・利用者の利便性に配慮した安全・安心な運行 ・各関係機関と連携した既存公共交通の改善及び利便性向上 ・利用者から要望のある、高校生のテスト期間中の帰宅に利用できる臨時便の運行や免許返納者を中心に高齢者の利用料減免について引き続き検討を進める。 ・令和3年度に実施した車輛更新にあわせ、3村の高校生以下の皆さんからデザインを募集し、応募のあった20点からデザインを決定しラッピングを行い、西部コミュニティバスの認知度向上と利用促進を図った。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業に要する経費については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を根羽村、平谷村、阿智村が負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者アンケート（車内聞き取り及びバス券購入窓口での聞き取り）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。

<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成26年6月25日 ・生活交通ネットワーク計画、自家用有償運送登録、利用実績について協議、承認。
- ・平成26年12月24日 ・平成26年度地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価、平成26年度実施事業と生活交通ネットワーク計画の関連について書面決議、承認。
- ・平成27年3月13日 ・運行経路の一部変更について、平成27年度生活交通ネットワークの一部変更について書面決議、承認。
- ・平成27年6月22日 ・生活交通確保維持改善計画、利用実績について協議、承認。
- ・平成28年1月6日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・平成28年2月24日 ・平日第1便の自家用有償旅客運送者登録、自家用有償旅客運送自動車数、利用実績、運行時刻について協議、承認。
- ・平成28年6月29日 ・生活交通確保維持改善事業について協議、承認。
- ・平成28年12月1日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・平成29年6月21日 ・生活交通確保維持改善事業、自家用有償旅客運送者登録の更新について協議、承認。
- ・平成29年9月26日 ・「ネーランド」「阿智村役場入口」バス停新設について書面決議承認。
- ・平成29年12月21日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・平成30年6月18日 ・生活交通確保維持改善事業について協議、承認。
- ・平成30年12月17日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・令和元年6月25日 ・生活交通確保維持改善事業について協議、承認。
- ・令和元年11月29日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・令和2年6月15日 ・生活交通確保維持改善事業、自家用有償旅客運送者登録の更新について協議、承認。
- ・令和2年12月28日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価について書面決議承認。
- ・令和3年6月7日 ・生活交通確保維持改善事業、「松沢橋」バス停の取扱いについて書面決議、承認。
- ・令和3年12月16日 ・地域内フィーダー系統確保維持に係る事業評価、稲武地域バス(根羽線)のダイヤ改正について書面決議、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

西部コミュニティバスの運行にあたり、高校生のいる村内全世帯にアンケート調査を実施した。その結果、飯田市内への通学、通院のため「駒場線」への接続向上を求める声が強く、それらに重点を置いたダイヤとし、駒場線のダイヤ改正等が計画される場合は情報を共有しながら必要に応じてダイヤを改正している。

また、利用者から要望に応じ、平成29年10月に根羽村「ネバーランド」、阿智村「阿智村役場入口」バス停を新設した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡根羽村 2131-1

(所 属) 根羽村役場 総務課

(氏 名) 鈴木秀和

(電 話) 0265-49-2111

(e-mail) soumu01@vill.neba.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハブで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統と接続の 確保
根羽村・ 平谷村	根羽村	(1) 西部コミュニティバス「阿智中学校行き」	治部坂高原		阿智中学校	往 35.3km 復 36.6km	217回		①	補助対象地域間幹線系統「駒場線」と「こまんば」ハブ等で接続	③
			治部坂高原		阿智高校前	往 34.1km 復 34.1km	381回		①	補助対象地域間幹線系統「駒場線」と「こまんば」ハブ等で接続	③
					往 km 復 km	回					
					往 km 復 km	回					
					往 km 復 km	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○長野県南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積 1,929 km²のうちの約 86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなっている。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の 14 市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。

その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。

本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

○喬木村の公共交通の必要性

喬木村では、村内に大きな病院がない。そのため、高齢者等、車を運転できない住民が、隣接する飯田市の総合病院や南信州圏域の基幹路線である広域バス阿島線との結節点である交流センター前停留所へ向かうには、村民バスが唯一の交通手段となっている地域が多く、村民バスの運行は、必要不可欠である。

交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○利用者の数

村民バスのうちフィーダー系統は、氏乗地区と村中心地区を繋ぐ「氏乗線」が一日に10便運行しており、うち中学生等のスクールバスを4便、村内便を4便、飯田駅前便を2便運行している。

喬木村では、鉄道が通っていないため、主な移動の手段としてはバスか自家用車となる。利用者の5割以上を占める65歳以上の高齢者については、村内無料バスの発行により利用促進を図っているものの、高齢者を含めた村の人口は減少傾向で推移すると見込まれることから、利用者の減少に歯止めをかけ利用者数を維持することを目標とする。

【目標_氏乗線の利用者数】(括弧内は対前年比)

令和2年度 (R 1.10~R 2.9)	実績 2,454人
令和3年度 (R 2.10~R 3.9)	実績 2,058人 (82.7%)
令和4年度 (R 3.10~R 4.9)	推計 2,060人 (100.01%(ほぼ横ばい))※
令和5年度 (R 4.10~R 5.9)	目標 2,492人 (120.3%)

※令和4年度の利用者数を8ヵ月分(R 3.10~R 4.5)の実績から推計したところ、2,060人となり、令和3年度比では2人増加している。

しかし、令和2年度実績比では▲394人であり、この人数がコロナ禍の影響による減少数と捉え、令和5年度はこの人数以上を取り戻すことを目標とする。

実績 1,373人 (R 3.10~R 4.5) ÷ 8ヵ月 × 12ヵ月 = 2,060人 (令和4年度推計)

【目標値の算出】

【前年度からの利用者数の推移_氏乗線の利用者数】(括弧内は対前年比)

令和2年度 (R 1.10~R 2.9)	実績	高齢者 1,808人	その他 646人
令和3年度 (R 2.10~R 3.9)	実績	高齢者 1,212人 (67.0%)	その他 846人 (130.6%)
令和4年度 (R 3.10~R 4.9)	推計	高齢者 1,159人 (95.6%)	その他 901人 (106.5%)

高齢者とその他の利用者が令和4年度と同程度であると仮定した場合、令和5年度にコロナ禍による減少数を取り戻すためには、394人以上利用者数を増加させる必要がある。

当村では、65歳以上の希望者へ無料バス(村内:無料、村外:運賃100円)を発行しているほか、令和3年4月からは、特に高齢者にとってはバスの時刻表が分かりづらいという意見を受け、自身が利用する便だけを抜き出した時刻表「マイパスポート」の作成支援を開始している。また、令和4年度の車両更新に伴い乗客が乗降しやすいノンステップバスの導入が決まっている。これらを村民に周知する等、バスの利用促進活動を通し、1週間に1回利用する方を9人増加させることで、目標人数の達成を目指す。

9人 × 4回/月 × 12ヵ月 = 432人

2,060人 (令和4年度推計) + 432人 = 2,492人 (令和5年度目標)

○収入

【目標_氏乗線の収入】

令和2年度 (R 1.10~R 2.9)	実績	64,600円	(料金100円 × 646人)
令和3年度 (R 2.10~R 3.9)	実績	84,600円	(料金100円 × 846人)
令和4年度 (R 3.10~R 4.9)	推計	90,100円	(料金100円 × 901人)
令和5年度 (R 4.10~R 5.9)	目標	107,100円	(料金100円 × 1,071人)

全体の利用者数のうち高齢者とその他の利用者の割合が令和4年度と同程度であると仮定した場合、令和5年度目標利用者数2,492人のうち1,071人がその他（有料利用者）となるため、107,100円を目標とする。

○費用に係る国又は地方公共団体の支出の額

路線に係る収入を107,100円以上、国からの支出を1,762,631円、喬木村からの支出を1,762,630円とする。

3,632,361円（費用総額）－107,100円（目標経常収入）＝3,525,261円（欠損額）

3,525,261円÷2（国・村の費用負担割合）＝1,762,630.5円

（2）事業の効果

村民バスを維持することにより、高齢者等の通院や買い物等の手段が確保されることで、生活の安心に繋がるとともに、外出機会が確保され地域での交流が生まれる。また、地域基幹路線である「広域バス阿島線」と結節することで、日常生活に必要不可欠となる飯田市への移動手段も確保され、効率的な運行体系が実現できる。これにより、最低限の公共交通が確保されることと、観光客等の入込による地域活性化が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

65歳以上の高齢者に対しては、

①無料パスの周知（喬木村）

介護保険の第一号被保険者（65歳）となった方に対しては、

②第一号被保険者説明会においてチラシによる広報活動（喬木村）

後期高齢者医療の被保険者（75歳）となった方に対しては、

③毎月1回役場で保険制度などの概要説明に合わせ、広報活動（喬木村）

④自身が利用する便だけを抜き出した時刻表「マイパスポート」の作成支援（喬木村）

中学生に対しては、

⑤学生の利用促進を目的とした広報を行っていく（喬木村）

⑥ノンステップバスへの更新に伴い、高齢者向けの乗り方講習会を開催し利用促進を図る。

（①、⑤については「南信州地域公共交通計画 P16」記載のとおり）。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①時刻表：別添

②運行事業者決定の経緯

既存の運行者である北部タクシー有限会社を予定。

平成30年度より当村でバス運行を開始し、価格、サービスの品質、地域のニーズにあった運行、安全性の確保等について問題が無く、路線を熟知しているため。

③運行予定期間：令和4年10月1日から

<p>④既存交通や地域間交通との関係性及び整合性</p> <p>本路線は生活拠点と地域内拠点を結んでおり、地域内拠点からは基幹路線により周辺自治体と接続している。広域的な取組の中で整合性を図り、公共交通ネットワークを形成している。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る村民バス氏乗線について、その運行に係る費用総額 3,632,361 円のうち、喬木村から運行事業者への補助金額については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>月毎に路線別利用者数のモニタリング・評価を実施。併せて無料パス利用者数（65歳以上）のモニタリングを実施。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>喬木村は国勢調査により設定された人口集中地区以外に分類され、その人口は 5,973 人である。(R2 国勢調査)</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
※該当なし		
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
※該当なし		
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
(1) 事業の目標		
※該当なし		
(2) 事業の効果		
※該当なし		
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
※該当なし		
18. 協議会の開催状況と主な議論		
平成27年 4月23日	喬木村地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について承認 (中略)	
令和 元年 6月12日	喬木村地域内フィーダー系統確保維持計画について承認 (R2～R4 計画)	
令和 元年 12月23日	令和2年度村民バスの運行方針について承認 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 喬木村民バス富田線、上平線の実証運行について合意	
令和 2年 6月12日	喬木村地域内フィーダー系統確保維持計画について承認 (R3～R5 計画)	
令和 2年 11月20日	喬木村民バス富田線・上平線のフリー乗降区間設定	
令和 3年 1月12日	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 コミュニティバスの更新登録について承認	
令和 3年 2月8日	喬木村民バス富田線、上平線の本格運行について合意 同 氏乗線、富田線、上平線の時刻表の変更について合意	
令和 3年 6月15日	喬木村地域内フィーダー系統確保維持計画について承認 (R4～R6 計画)	
令和 3年 12月22日	喬木村民バス富田線の路線変更について合意 コミュニティバスの停留所名変更について合意	
令和 4年 6月13日	喬木村地域内フィーダー系統確保維持計画について承認 (R5～R7 計画)	
19. 利用者等の意見の反映状況		
本会議の委員として住民代表に参加してもらい意見を伺い、運行計画策定に反映している。		

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地

(所 属) 企画財政課 企画財政係

(氏 名) 高橋 洸貴

(電 話) 0265-33-5129 (直通)

(e-mail) kikaku@vil.takagi.nagano.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
長野県 (喬木村)	北部タクシー(有)	(1) 五線線(第5・6 equal)矢野こんにやく-飯田駅前	矢野 こんに やく	市立 病院	飯田 病院 前	往 26.4 km 復 27.1 km	246		路線定期 運行	①	③
		(2)			往 復	日	回				
		(3)			往 復	日	回				
		(4)			往 復	日	回				
		(5)			往 復	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(名称) 豊丘村地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 長野県南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

長野県南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうちの約86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の全14市町村を中心に、道路管理者、公安員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成26年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成28年3月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州地域公共交通計画に基づき、各地域公共交通会議で作成され、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

1-2 豊丘村の現状

豊丘村は山間地が8割を占め、JRの鉄路がないため、村内の公共交通機関としては信南交通圏による乗合バスが運行されているのみであった。しかしながら、乗車人数の激減により、平成19年12月の管内自主営業路線からの撤退及び不採算路線の見直しが行われ、飯田市立病院・飯田市内や下伊那厚生病院（高森町）と当村とを結ぶ唯一の路線であった「市田線」をはじめ、飯田市と喬木村を連絡する「阿島循環線」、飯田市内と下伊那厚生病院を高森町回りで結ぶ「上市田線」の路線バス全てが廃止となった。以降その対応路線として南信州地域交通問題協議会において「広域バス阿島線」及び「乗り合いタクシー上市田線」が運行されている。

豊丘村では、平成15年度における信南交通圏の村内3路線バス撤退表明をうけて、住民代表とともに公共交通検討会を重ね、平成17年から小学生・保育園児のスクールバス兼用の路線バス3路線の運行を村営により始めた。なお、既に平成12年度から高齢者・障害者等の移動手段の確保のため、村内の何処へでも定額料金（当初は500円、現在は700円）で移動できる「福祉タクシー」制度が構築されている（特定の村外施設への移動も可）。しかし、当時の村営路線バスの運行の状況は、主にスクールバスが目的であり「公共交通の価値をなしていない」等の意見が、住民からも、議会からも多く出され、路線や運行経路の見直し、福祉タクシー制度との協調、更には近隣・管内へと結ぶ交通対策を検討しようと、地

域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づく協議会である「豊丘村地域公共交通会議」を平成19年2月に設置し、検討を進めてきた。

検討の結果、村内の下段に集中する病院・商店（道の駅）・公共施設への交通手段や地域の中核都市である飯田市への交通手段の確保と、JR市田駅への社会人・高校生の通勤通学対応、及びこれらの交通機関と村営バス、福祉タクシーとの連携による住民移動の円滑化、効率化をより充実させることが必要という認識を持っており、それを確保する路線として、堀越線、佐原線、福島線、壬生沢線、壬生沢福島線、滝川阿島北県道線を運行し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

この目的を達成するため、地域公共交通確保維持改善事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「事業年度末の人口に対する当該事業年度における年間利用者総数（延べ乗車人数）の割合」を指標として用い、豊丘村営バス全6路線（9系統）を包括した目標設定とする。

豊丘村営バスは、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く平日に、6路線（9系統）、1日計13便を運行している。

令和3年度の年間利用者総数は8,736人であり、指標値は130.0%であった。

（人口は6,719人）これは、新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準相当（平成31年度131.0%）であり、特に山間地に暮らす高齢者や学生の移動手段として、事業効果が認められる。

令和5年度の指標の目標値については、利用者数については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の131.0%以上を目標とし、運行収入及び収支率については、令和3年度実績の28千円以上及び0.1%以上を目標とする。

(2) 事業の効果

6路線（9系統）を維持することにより、山間地の集落に暮らす高齢者等の日常生活に必要な移動手段及び学生の通学の手段が確保される。また、駅への接続・近隣町村のバス路線と連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

高齢者への乗降無料乗車券発行増加のための制度周知（豊丘村）

高校生へのチラシ配布によるバス利用促進の取組（豊丘村）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

豊丘村が運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた分を負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

進捗状況評価シートを活用した状況確認の実施及び必要に応じてアンケート調査や聞き取り調査を行うことにより、目標の達成と効果の評価を行う。（南信州広域連合と協力して行う）「南信州地域公共交通計画P14参照」

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 21 年 3 月 2 日	豊丘村地域公共交通会議の設立 豊丘村地域公共交通総合連携計画の決定
令和 2 年 6 月 19 日	道路工事による迂回を含むダイヤ・運行経路の変更について承認 令和 3 年度 生活交通確保維持改善計画の協議・承認
令和 2 年度（2 回開催）	ダイヤ・運行経路の協議、生活交通確保維持改善計画の決定、 事後評価
令和 3 年 6 月 21 日	ダイヤ・運行経路の変更について承認 令和 4 年度 生活交通確保維持改善計画の協議・承認
令和 3 年度（2 回開催）	ダイヤ・運行経路の協議、生活交通確保維持改善計画の決定、 事後評価
令和 4 年 6 月 22 日	ダイヤ・運行経路の協議、生活交通確保維持改善計画の決定

19. 利用者等の意見の反映状況

豊丘村地域公共交通会議の委員に高齢者クラブ連合会、赤十字奉仕団、三校 P T A 連絡協議会、保護者会連絡協議会から選出された委員を加え協議を行うことにより、地域全体の利用実態やニーズを把握し計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地

(所 属) 豊丘村役場 総務課 総務係

(氏 名) 林 達也

(電 話) 0 2 6 5 - 3 5 - 3 3 1 1

(e-mail) somu@vill.nagano-toyooka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別 要件	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
豊丘村		(1) 堀越線(系統①)	役場	堀越	役場	往 17.1km 循環	246	492回		路線定期運行	②(1)	③
		(2) 堀越線(系統②)	役場	堀越	役場	往 30.5km 循環	246	492回		路線定期運行	②(1)	③
		(3) 佐原線(系統①)	役場	長沢	役場	往 20.4km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③
		(4) 佐原線(系統②)	役場	長沢	役場	往 23.3km 循環	246	788回		路線定期運行	②(1)	③
		(5) 福島線	役場	福島	役場	往 19.7km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③
		(6) 壬生沢線	役場	壬生沢	役場	往 23.5km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③
		(7) 壬生沢福島線(系統①)	役場	千駄木	役場	往 18.9km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③
		(8) 壬生沢福島線(系統②)	役場	千駄木	役場	往 29.3km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③
		(9) 滝川阿島北東道線	役場	阿島北	役場	往 19.1km 循環	246	246回		路線定期運行	②(1)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(名称) 大鹿村公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうちの約86%を森林が占めている。また盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが、当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」、「南信州地域公共交通網形成計画」を策定したが、令和2年の活性化再生法の一部改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を進めるために、令和3年6月に「南信州地域公共交通計画」を策定した。

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州地域公共交通計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。本計画では南信州の目指すべき基本方針・目標の達成に向けて、各市町村における具体的な取組みを示し、効率的な路線の運行を行っている。

○大鹿村の公共交通の概要と必要性

大鹿村では、村内を巡回する公共交通機関がなく、また村内に大きな病院や高校がないため、高齢者や高校生等、車を運転できない住民が、隣接する松川町の総合病院やJR飯田線伊那大島駅へと向かうには、路線バスが唯一の手段であり必要不可欠である。高齢化等による交通弱者は増加する見込みであるため、住民の通院や通学を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが重要である。

今後も交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通確保維持事業により、大鹿線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

<p>対人口比の利用率（利用者数／年度末人口）の向上を図る。</p> <p>平成31年度（H30.10～R 1.9）実績 8.29（利用者数 8,223 人/人口 992 人） 令和2年度（R 1.10～R 2.9）実績 7.13（利用者数 6,863 人/人口 963 人） 令和3年度（R 2.10～R 3.9）実績 6.36（利用者数 5,961 人/人口 937 人） 令和4年度（R 3.10～R 4.9）目標 6.36（直近年度の実績とする） 令和5年度（R 4.10～R 5.9）目標 6.36 令和6年度（R 5.10～R 6.9）目標 6.36 令和7年度（R 6.10～R 7.9）目標 6.36</p>
<p>（2）事業の効果</p> <p>大鹿線を維持することにより、高齢者が病院や買い物に出かけることができ、生活の安心につながる。また、高校生も自宅から通学することができ、人口の流出を抑えることができる。さらに、最低限の公共交通が確保され、観光客等の入込によって地域の活性化につながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線時刻表をホームページに掲載、村内全戸配布（大鹿村） ・中学生対象のバス利用方法のワークショップの開催をし、中学校卒業後（高校進学）のバス利用促進を図る。（大鹿村・広域連合・伊那バス）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p> <p>①時刻表：添付 ②運行事業者決定の経緯 既存の運行者である伊那バス（株）を予定。平成6年に廃止後、それまでの運行実績から安全性、執行率等に問題がなく、路線を熟知しているため。 ③運行予定期間：令和4年4月1日から ④既存交通や地域間交通との関係性及び整合性 同区域間を定時運行する公共交通機関は存在しない。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>大鹿村から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>（令和3年度） 費用総額 26,206 千円 運行収入 1,002 千円 国庫補助 5,772 千円 村補助負担額 19,482 千円</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>大鹿村公共交通会議にて協議し事業評価を行う。毎月伊那バスより乗車人数の報告を受け利用状況を把握している。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及</p>

<p>びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>(記載例) 表5を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 21 年 11 月 11 日 大鹿村地域公共交通会議設置 路線付け替えに関する事項
- ・令和 3 年 6 月 2 日 大鹿村地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- ・令和 4 年 1 月 7 日 地域公共交通確保維持事業の事業評価の検討
- ・令和 4 年 5 月 31 日 大鹿村地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

19. 利用者等の意見の反映状況

本会議の委員として住民代表に参加してもらい意見を伺い運行計画策定に反映している。
例年 3 月中旬に中学 3 年生を対象とした、公共交通利用の方法についてワークショップを開催。(令和 3 年度については新型コロナウイルス感染症のため日程調整に難航したため、資料を作成し配布した)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 下伊那郡大鹿村大河原 3 5 4

(所 属) 総務課 リニア対策室

(氏 名) 後藤 慎治

(電 話) 0 2 6 5 - 3 9 - 2 0 0 1

(e-mail) rinia@vill.ooshika.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
大鹿村	伊那バス(株)	(1)	大鹿線 (鹿塩・大河原)	小笠がら 鹿塩	大河原	往25.5km 復25.5km	364日	751.5回		路線定期運行	②(1)	伊那大島駅前停留 所において、JR飯 田線伊那大島駅と	③	
		(2)	大鹿線 (松川インター・日赤)	日赤 鹿塩	大河原	往29.2km 復29.2km	242日	242.0回		路線定期運行	②(1)	伊那大島駅前停留 所において、JR飯 田線伊那大島駅と	③	
		(3)	大鹿線 (松川インター)	鹿塩	大河原	往28.4km 復28.4km	122日	122.0回		路線定期運行	②(1)	伊那大島駅前停留 所において、JR飯 田線伊那大島駅と	③	
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。